

何が問題？原子力規制委員会の人事

Q1：原子力規制委員会って何？

A：原子力規制委員会は、福島原発事故の反省を踏まえ、現在の原子力安全・保安院および原子力安全委員会を一元化して設置される新組織で9月から発足。国家行政組織法第3条に基づいて設置された強い権限をもつ行政委員会で、5人の委員から構成されます。委員は、総理大臣でも罷免は出来ません。原子力安全規制、核セキュリティ、核不拡散、放射線モニタリングなどを一元的に行います。任期は通常5年。今回は、委員長は5年、他の委員は2年または3年です。

Q2：何が問題？

A：今回の人事案には、原子力ムラの現役・OBを起用した「原子力推進」人事と言うべきものです。

1) 原子力規制委員会設置法の趣旨に反し、同法第7条第7項違反

原子力規制委員会設置法の趣旨は、「利用と規制の分離」「原子力安全規制に対する国民の信頼を得る」「原子力ムラからの影響排除」ですが、今回の人事はこれらの法の理念を無視したものです。

また、原子力規制委員会設置法第7条第7項では、「原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者」（＝原子力事業者）の役員・従業員は、委員長または委員に就任することができないと定めています。更田豊志氏が所属する日本原子力研究開発機構、中村佳代子氏が所属する日本アイソトープ協会は、それぞれ原子力事業者に該当し、今回の人事案は、法律違反になります（「脱原発弁護団全国連絡会」8月1日付声明参照）。田中俊一氏は、日本原子力研究開発機構の副理事長を務めていました。田中俊一氏が最近まで会長を務めていた高度情報科学技術研究機構は、日本原子力研究開発機構から収入の7割以上を得ており、同機構の関連法人です。このため、田中俊一氏の委員長就任については、法的に疑義があります。

2) 「秘密会合」に参加し、無責任な原子力推進行政に加担してきた

田中俊一氏は、(独)日本原子力研究開発機構副理事長時代には「もんじゅ」の推進を行い、原子力委員長代理時代には、原子力事業者との秘密会合に出席していました(8/1 衆議院議員議会運営委員会、服部良一議員の質問への答弁)。福島原発事故の原因をつくった原子力推進行政の片棒をかついだ人物が、規制委員会の委員長に就任することは常識的にも許されません。

3) 自主的避難への賠償に反対／低線量被ばくリスクを過小評価

田中俊一氏は、最後まで原子力損害賠償紛争審査会で、自主的避難者への賠償に反対し続けました。

また、「100mSvというのは健康に大きな影響がないということ。このあたりをどう今後住民に、折り合いをつけていただくかということが大変大事」と発言するなど、低線量被ばくリスクを過小評価しています(2011年8月23日 第32回原子力委員会 議事録)。中村佳代子氏は、「低線量被ばくでは、子どもと大人で発がんリスクに差がない」などの発言を行っており、被ばくリスクや影響を否定する立場です。

Q3：委員候補はどんな人たち？

A：×田中俊一（たなか しゅんいち）氏：【原子力ムラ・不適格】（委員長候補）

(独)日本原子力研究開発機構副理事長、原子力委員長代理、原子力学会会長を歴任。

長年にわたって「原子力ムラ」の中心で活動。「原子力委員会」は国の原子力推進機関。原子力事業者と秘密会合を重ねて原子力を推進するなど公正さに疑惑がもたれている。

×更田豊志（ふけた とよし）氏：【原子力ムラ・不適格】（委員候補）

日本原子力研究開発機構の安全研究センター副センター長。日本原子力研究開発機構は、「もんじゅ」を運営する、「原子力事業者」。原子力規制委員会設置法第7条第7項3号に該当する。

×中村佳代子（なかむら かよこ）氏：【規制対象事業者・不適格】（委員候補）

中村氏の所属する(公益社団法人)日本アイソトープ協会は医療用放射性廃棄物処理工場を運営し、最終処分場の設置を計画中で、原子力安全規制の対象になる事業所である。

×大島賢三（おおしま けんぞう）氏：【外務官僚・不適格】（委員候補）

国連大使、JICA 副理事長・顧問を歴任した外務官僚。日本の原子力推進政策を国際協力の分野から担ってきたと考えられる。
※島崎邦彦氏については、評価を保留しています。

Q4：私たちにできることは？

この人事には国会の同意が必要です。このままでは、民・自・公の談合により、早ければ、お盆明けに、あっという間に成立してしまう可能性があります。とにかく、現在の人事に、国民が反対しているということ、その理由を知らせることが重要です！ 多くの国会議員は、上記のような問題点をまったく知りません。ぜひ、地元の国会議員、特に民主党、公明党の議員に、問題点を伝え、「この人事案に反対して！」と訴えて下さい。特に「Q2」の諸問題を伝えて下さい。

ファックスで意見を送信するときは、あなた自身の思いのこもったオリジナルの手紙を書くことが効果的です。
そこまではちょっと、という場合は、右側の手紙のひな形をご利用下さい。

(国会議員の検索は→seiji.yahoo.co.jp/giin/ 詳しくは「避難の権利ブログ」を！)

本件の問合せ先：国際環境 NGO FoE Japan／tel: 03-6907-7217 満田／090-6142-1807

原子力規制委員会の人事案に反対して下さい

「原子力規制委員会」の5人（田中俊一氏、更田豊志氏、大島賢三氏、中村佳代子氏、島崎邦彦氏）の人事案が国会にかかっています。私は、国民の一人として、下記の理由からこの人事案に疑問を感じております。

1)「原子カムラ」人事であること

たとえば、委員長候補の田中俊一氏は、(独)日本原子力研究開発機構副理事長時代には「もんじゅ」の推進を行い、原子力委員長代理時代には、原子力事業者との秘密会合に出席していたことが明らかになっています。福島原発事故の原因をつくった原子力推進行政の片棒をかついだ人物が、規制委員会の委員長に就任することは常識的にも許されません。

福島原発事故で多くの人たちが苦しんでいる中、このような人事が許されるとは思いません。

2)「合法性」に疑義があること

日弁連などから、この人事案が、原子力規制委員会設置法第7条第7項3号に違反している、との指摘がなされています。原子力規制委員会設置法第7条第7項では、「原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者」（＝原子力事業者）の役員・従業員は、委員長または委員に就任することができないと定めています。更田豊志氏が所属する日本原子力研究開発機構、中村佳代子氏が所属する日本アイソトープ協会は、それぞれ原子力事業者に該当し、今回の人事案は、法律違反になると指摘されています。

また、田中俊一氏は、日本原子力研究開発機構の副理事長を務めていました。

田中俊一氏が最近まで会長を務めていた高度情報科学技術研究機構は、日本原子力研究開発機構から収入の7割以上を得ており、同機構の関連法人です。このため、田中俊一氏の委員長就任についても、法的に疑義があります。

政府は、「日本原子力研究開発機構は、営利性がないから問題がない」としていますが、原子炉規制法や原子力損害賠償法など、「原子力事業者」について定義している法律の条文のどこをみても、営利性があるとかないとかについて問題にはしていません。

それ以外にも、田中俊一氏は、最後まで原子力損害賠償紛争審査会で、自主的避難者への賠償に反対し続けています。また、「100mSvというのは健康に大きな影響がないということ。このあたりをどう今後住民に、折り合いをつけていただくかということが大変大事」(2011年8月23日 第32回原子力委員会 議事録)と発言するなど、低線量被ばくのリスクを過小評価しているため、適切な人選とは言えません。

以上から、この人事案は白紙撤回されるべきものと考えています。

現在の国会の情勢では、この人事案が、数の論理で十分な審議がなされるまま、可決されてしまうことを恐れております。ぜひ、議会運営委員会での十分な事前審議を求めていただくとともに、本会議で採決となった場合でも、反対の一票を投じていただけますようお願いいたします。

氏名： _____

住所： _____